

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

市外へ転出したとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
転 出 届	転出する日までに 本人、世帯主 又は代理人（注1）	・本人確認書類 ・印鑑登録証（お持ちの方のみ） * 転出する世帯員のうち、どなたかがマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの場合は、住基ネットを利用した転出届を行うことができます。なお、転出届については郵便によって行うこともできます。	☐	3階⑨ 戸籍住民担当
	●新住所地での転入届について 新住所地に移られた日から14日以内に、転入先の市町村で、転出証明書と印鑑、転入される世帯全員分のマイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）及び本人確認書類を持参の上、転入届をしてください。 * 住基ネットを利用した転出届をされた方は、必ずマイナンバーカード（個人番号カード）を御持参ください。（4ケタの暗証番号を入力していただきます。） * 外国籍の方は、転入される世帯全員分の在留カード、特別永住者証を持参してください。 ●マイナンバーカード（個人番号カード）について 京都市外に転出された場合でも、以下の条件を満たしている場合、転入先でカードを提示し継続利用の申請を行うことにより、引き続きマイナンバーカード（個人番号カード）を利用することができます。 【継続利用の条件】①転出予定日から30日以内、かつ、転入日から14日以内に転入届を行っていること、②転入届出日から90日以内に継続利用の申請を行っていること、③追記領域に余白があること ●印鑑登録について 当区での印鑑登録は、転出予定日をもって抹消されます。 必要な場合は、転入先の市町村で新たに印鑑登録を行ってください。 ●転出を中止される場合について 転出証明書と本人確認書類を持参の上、当区で速やかに転出取消の手続きを行ってください。 ※海外へ転出される方も転出届が必要です。手続きについてはお問い合わせください。			
小・中学校の 転 校 手 続	転校前の小学校へ印鑑を持参して転学届を提出し「在学証明書」を受け取り、転入地での手続きの際に発行される書類とともに、転校先の学校へ提出してください。			
国 民 健 康 保 険	転出届出後、 14日以内 本人、世帯主又は 代理人（注1）	・国民健康保険資格確認書等（学生、施設入所者等の場合、例外がありますのでお問い合わせください） * 転出届時の手続きも可能です。	☐	3階⑥ 保険年金担当
後 期 高 齢 者 医 療 保 険	転出届出後、 14日以内 本人、世帯主又は 代理人（注1）	・後期高齢者医療資格確認書等（施設入所者の場合、例外がありますのでお問い合わせください） * 転出届時の手続きも可能です。	☐	
国 民 年 金 （海外転出の場合）	転出前又は転出した 日から14日以内 本人又は代理人	・年金手帳又は基礎年金番号通知書（基礎年金番号がわかるもの）もしくはマイナンバーカード（個人番号カード）等 * 第2号（厚生年金加入者）、3号被保険者の方は手続き不要です。	☐	3階⑦ 保険年金担当
重 度 障 害 老 人 健 康 管 理 費	後期高齢者医療保険 手続き後、速やかに 本人又は代理人	・重度障害老人健康管理事業対象者証	☐	
市 税 の 納 付	納期限までに 納税義務者又は 代理人（注1）	・本人確認書類 ※担当窓口にてご確認ください。 ・納税者コードが記載された書類（納税通知書、納付書等） 【問合せ先】市税事務所納税室納税第2担当：222-3453	☐	市税事務所 ・納税室納税第2 担当
海 外 に 転 出 さ れ る 方 の 市 税 の 手 続 き （ 納 税 管 理 人 申 告 書 等 ）	転出日までに 納税義務者	・本人確認書類 ・個人番号が確認できる書類 【問合せ先】市税事務所 京都市中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光 市民税第1担当：746-5819 固定資産税第4担当：（土地）746-6462 （家屋）746-6463	☐	市税事務所 ・市民税第1担当 ・固定資産税 第4担当

裏面に続く

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
125cc以下の バイクの申告	転出後速やかに 本人又は代理人 (注1)	・新住所地へお問い合わせください。 ・廃車届受理証明書が必要な場合は、ナンバープレート、本人確認書類 ※担当窓口にご確認ください。	☐	軽自動車税事務所 又は同事務所分室 (注3)
身体障害者手帳	転出届出後 本人又は 代理人(注1)	・身体障害者手帳	☐	2階① 障害保健福祉課
療育手帳	転出届出後 本人又は 代理人(注1)	・療育手帳	☐	
重度心身 障害者医療	転出届出後速やかに 本人又は 代理人(注1)	・医療費受給者証	☐	
特別児童 扶養手当	転出届出後速やかに 受給者又は 代理人(注1)	・認定通知書等受給内容が分かるもの ・マイナンバーカード(個人番号カード)等	☐	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	転出届出後速やかに 本人又は 代理人(注1)	・認定通知書 ・マイナンバーカード(個人番号カード)等	☐	
特定疾患・特定医 療(指定難病)	転出届出後速やかに 本人又は 代理人(注1)	・特定疾患・特定医療(指定難病)受給者証	☐	2階② 子育て推進担当 (注2)
児童手当	転出届出後 速やかに	特になし	☐	
子ども医療	転出届出後速やかに 保護者又は代理人	・医療費受給者証	☐	
ひとり親家庭等 医療	転出届出後速やかに 本人又は代理人	・医療費受給者証(受給者全員分)	☐	2階② 子育て推進担当
児童扶養手当	転出届出後速やかに	・手当証書	☐	
妊婦受診券 をお持ちの方	転出後速やかに	新しい住所地で交換手続きをしてください	☐	2階③ 子育て相談担当
被爆者健康手帳 をお持ちの方	転出した日から 30日以内 本人又は代理人	・新しい住所地で手続きをください。 *健康管理手当や保健手当などの手当を受給されている方は引越す前に必ず府健康対策課(075-414-4736)まで連絡してください。	☐	1階⑥ 健康長寿推進課
飼犬登録変更	—	・特に届けは必要ありません。新しい住所地の担当課へ届け出てください。	☐	1階⑨ 医療衛生コーナー
老人医療	転出届出後速やかに 本人又は家族	・医療費受給者証 ・限度額適用認定証(お持ちの方のみ)	☐	1階⑦又は⑧ 健康長寿推進課
介護保険	転出届出後速やかに 本人又は 代理人(注1)	・マイナンバーカード(個人番号カード) ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証(お持ちの方のみ) *要介護等認定を受けている方は、受給資格証明書を受け取って、新住所地の介護保険担当課に提出してください。	☐	
敬老乗車証 (フリーパス ・回数券)	転出届出後速やかに 本人又は代理人	・フリーパス証については1階⑦で返還することもできます。 ・回数券を返還される方は、敬老乗車証交付事務センターにお問い合わせください。	☐	敬老乗車証交付事 務センター (注4)

本人確認書類とは…マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、資格確認書、パスポートなど

(注1) 代理人の場合は、本人署名又は記名押印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(注2) 児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。
申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

(注3) ・軽自動車税事務所 〒612-0002京都市伏見区深草中川原町13-7 京都管理基地事務所2階
・軽自動車税事務所分室 〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル6階
《軽自動車税のお問い合わせ電話番号》213-5467

(注4) 敬老乗車証交付事務センター 電話番号050-5443-6647 FAX075-222-3416 届出は郵送のみ。窓口はありません。

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所 〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
050-1725-4402(代表)